

# 業務指示書

## ケニア国道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト（フェーズ3）

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月26日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月31日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路維持管理に係る業務全般

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／道路維持管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路に係る調査、設計、施工監理
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 公共事業積算】

- 1) 類似業務の経験：公共工事積算
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年11月11日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

以下の再委託または現地傭人費

- ・道路種別道路状況調査
- ・公共工事実態調査(公共工事単価調査、公共工事歩掛調査)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KES1 = 1.0108 円, US\$1 = 100.606 円, EUR1 = 112.785 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 11月16日(水) 9:30 ~ 15:00  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 208会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／道路維持管理  
公共事業積算

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

26.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月24日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順位第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ケニア国道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト（フェーズ3）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／道路維持管理	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 公共事業積算	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

ケニアでは、輸送手段のうち道路交通が90%以上を占めており、道路網の整備・改善はケニアの経済成長にとって重要な開発課題である。ケニアにおいて中央政府が管理する道路延長は約16万kmに及ぶが、うち良好(good)以上の状態の道路は約4割に留まる。道路網の良好な状態を保つために適切に維持管理を行っていくことは、輸送手段のうち道路交通が90%以上を占める同国にとって重要な開発課題である。

ケニアの道路行政は、運輸インフラ省の監督の下、高速道路、都市内道路、村落道路、国立公園内の道路等の道路種別に異なる機関が道路管理を行っている。道路の維持管理作業の多くは民間業者への外部委託により行われているが、道路管理機関の積算並びに契約監理能力は十分ではなく、予算計画・業務計画の未策定、業者調達や維持管理業務そのものの遅延、品質の不均一等の問題が発生している。こうした状況を受けてJICAは、2010年5月から「道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト」を2フェーズに分けて実施した。プロジェクトでは道路維持管理業務への性能規定型契約(Performance Based Contract、以下「PBC」)の導入のため、標準契約書、手順書、積算システム等の作成等に係る協力を実施した。また、本邦の大学が開発した道路状況の簡易な測定器であるDRIMS(Dynamic Response Intelligent Monitoring System、以下「DRIMS」という)の導入等を通じて、道路管理機関が客観的なデータに基づき補修計画を策定できるよう支援した。

本プロジェクト(フェーズ3)は、道路管理機関並びに民間建設業者等を対象とした研修コースの立ち上げ等を通じ、これまで2フェーズに渡って行われた協力の成果を全国に展開させるとともに、道路管理機関等の積算並びに契約監理能力強化を図ることを目的として、2015年9月に先方政府から要請のあったものである。

本プロジェクトの実施体制は、2017年1月から2年間の任期で派遣予定のチーフアドバイザーの長期専門家1名に加え、本業務を受託するコンサルタントチームから構成される。本業務は、これまでの活動成果を踏まえ、長期専門家と協力しつつ、ケニア政府の道路管理団体における道路維持管理外部委託化に係る能力強化を図るものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) 上位目標

- ① プロジェクトで開発した道路維持管理手法がケニアの建設業界で主流化する
- ② ケニア国内の既存道路網が適切な状態で維持される。

#### (2) プロジェクト目標

道路維持管理手法が改善されケニアで広く活用される。

#### (3) 成果及び活動

成果1: 各道路維持管理機関における公共積算能力が向上する

活動1-1 積算システム(Cost Estimation System: COSTES)データベースをレビューし、改善策を検討する。

- 活動1-2 歩掛、単価調査等に係る標準的手法を検討する
- 活動1-3 積算調査を実施し、COSTES データベースを改善する
- 活動1-4 COSTES のソフトウェアを改善する
- 活動1-5 各道路管理機関におけるコスト積算ユニットの設置に向けたワークプランを作成する
- 活動1-6 設置された積算ユニットの活動支援を行う
- 活動1-7 COSTES を利用し道路維持管理のコストの指標化を行う

**成果2: PBC による道路維持管理に係る道路管理機関の監理能力が強化される**

- 活動2-1 標準契約図書改訂のための技術的支援を行う
- 活動2-2 道路公社による PBC 業務の実施内容について確認し、課題を洗い出す
- 活動2-3 PBC ガイドラインの改訂を支援する
- 活動2-4 道路公社に対し契約実績評価を導入のための技術的支援を行う
- 活動2-5 PBC 業者職種区分の設置支援を行う

**成果3: PBC による道路維持管理に関し訓練機関（KIHBT、NCA、RA 等）の能力が強化される**

- 活動3-1 KIHBT による PBC 研修をモニタリングし、改善のための提案を行う
- 活動3-2 PBC 研修マニュアル/教材の改訂・更新の支援を行う
- 活動3-3 PBC に関する普及セミナーを実施する
- 活動3-4 PBC に関する講師育成研修を実施する
- 活動3-5 DRIMS に関する講師育成研修を実施する

**成果4: DRIMS による道路の平坦性調査手法が国内外の道路管理機関に広まる**

- 活動4-1 道路調査に係る先方実施機関の現状を確認する（調査の現状、使用機器、技術基準等）
- 活動4-2 上記 4.1 を踏まえ、DRIMS の活用方法について提案を行う
- 活動4-3 ケニアの道路維持管理において DRIMS の機器標準化のための支援を行う
- 活動4-4 DRIMS に関する啓蒙活動を近隣諸国向けに実施する
- 活動4-5 ワークショップ等を通じてプロジェクト全体の成果を発表する

(4) 対象地域

ケニア全土

(5) 実施機関

ア 監督省庁： 運輸インフラ省（MoTI）

イ 実施機関： 国道公社（Kenya National Highway Authority, KeNHA）、都市道路公社（Kenya Urban Road Authority: KURA）、地方道路公社（Kenya Rural Road Authority: KeRRA）、野生生物公社（Kenya Wildlife Service: KWS）道路基金（Kenya Road Board: KBR）、国立道路・建築技術院（Kenya Institute of Highways and Building Technologies: KIHBT）、国立建設機構（National Construction Authority: NCA）

（以降、KeNHA、KURA、KeRRA、KWS の 4 者を「道路管理機関」という。）

(6) 協力期間

2016 年 12 月～2019 年 11 月（3 年間）

### 3. 業務の目的

本プロジェクトに関し、JICA より派遣している長期専門家と協力しつつ、業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、JICA がケニア関係者と署名交換した 2016 年 9 月 2 日付の Record of Discussion(R/D)に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 本コンサルタントの担当業務及びプロジェクトの実施体制

プロジェクト全体の管理は長期専門家が実施し、プロジェクト全体のワークプラン及び報告書については長期専門家が取りまとめて作成する。本コンサルタントは、長期専門家と連携・協調し、業務を実施し、担当業務に関する内容について Monitoring Sheet 及び報告書等を作成し、長期専門家の確認を得るとともに、長期専門家の報告書作成を支援する。

#### (2) Monitoring Sheet の作成・協議

Monitoring Sheet は、事業の進捗状況の確認や事業管理上の意思決定の材料とするものであり、Ver.1 から 6 か月おきに計 6 回、先方実施機関と協働で更新版を作成する。日常のプロジェクト活動の中において、指標に関するデータ収集・PO(Plan of Operation)及び PDM(Project Design Matrix)に基づく進捗確認を行い、その結果を Monitoring Sheet にまとめること。Monitoring Sheet に記載すべき具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。(以下、この一連の作業を、「モニタリング」という。)

プロジェクト開始時には、最初に行われるキックオフミーティングなどの現地協議において、「モニタリング及び事後評価の実施にかかる JICA の原則」「プロジェクトにおけるモニタリングの位置づけ」「PDM とモニタリングの関連性」「モニタリングと事後評価の関係性」等についてプロジェクト関係者間での理解を図り、先方側への協力を求めること。またこの段階においては、指標ごとに①指標の定義・補足説明、②プロジェクト開始前の状況、③収集方法・情報源、④収集時期・頻度、⑤指標達成時期、⑥データ収集の担当者(日本側、C/P 側双方記載)を整理すること。

プロジェクトの後半では、プロジェクト終了後の持続性も考慮し、C/P 主導でデータ収集が実施されることが望ましい。

このモニタリング実施の体制のあり方については、コンサルタントが本プロジェクトの特性を踏まえてプロポーザルにおいて提案すること。その際、配布資料とした「運輸交通分野の技術協力プロジェクトにおけるモニタリングマニュアル(試行版)」を参考にすること。なお、モニタリング体制導入に伴い、従

来の中間レビュー調査・終了時評価調査は実施しない予定である。

- (2) セミナー及び講師トレーニング (Training of Teachers、以下「TOT」という)  
本業務ではセミナーおよび TOT の実施が含まれるが、場所、開催頻度、内容等の実施面に係る詳細については、現段階では未定であり、6. 業務の内容で示す回数及び期間は調査工程案および団員アサイン案作成上の目安である。実施段階中で、複数の項目を集約して実施する可能性もあるが、アサイン案作成にあたっては、R/D の PO 等を参考に、それぞれが独立して実施されるとの想定で作成すること。また、セミナーに係る会場等に係る借り上げ費等は計上すること。

## 6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。

- (1) Monitoring Sheet I & II “Ver.1”案の作成・協議  
コンサルタントは、本プロジェクトにかかる関連報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらを Monitoring Sheet I & II “Ver.1” (英文) に取りまとめる。同プラン (原案) を基に、JICA、長期専門家および運輸インフラ省等をはじめとした先方実施機関等の関係者と協議、意見交換した上で、ワークプランとして取り纏め、合意する。
- (2) PDM の指標設定  
R/D に添付の PDM に記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標を確定すべく、本プロジェクト開始 3 ヶ月後を目途に既存の資料、データのレビュー及び JCC メンバーと協議を行う。なお、指標の目標値、基準値が未設定の項目の具体的な数値の設定、必要に応じた項目の追加、変更等については、事前に JICA と協議を行い合意を得た上で、ケニア側と協議を行うこと。

### 【成果 1 に係る事項】

- (3) 積算システム (COSTES) データベースのレビュー及び改善策の検討 (活動 1-1)  
フェーズ 1 及び 2 の協力を通じて BQ (Bill of Quantities) 方式と PBC 方式に特化した積算データベースシステム (それぞれ「COSTES2011」、「COSTES2015」という) を構築した。これら 2 システムをレビューするとともに利活用状況を調査し、今後の改善策を検討する。特に COSTES2015 については PBC が現行の草刈や側溝清掃等の軽作業に加え、今後、ポットホール補修等の作業までカバーすることも想定されることから、これに対応するためのシステムの拡張等を改善策の検討に含める。
- (4) 積算 (歩掛、単価) 調査等に係る標準的手法の検討 (活動 1-2)  
積算システムを構成する歩掛や単価について、可能な限り簡単な手法で現場の実情を反映できる調査方法を検討し、トライアルを通じて標準的な手順を構築し、標準手順書案を作成する。また、調査対象とする工種についても C/P と



協議の上、予め検討を行う。

- (5) 積算調査の実施及び COSTES データベース・ソフトウェアの改善（活動 1-3）  
上記（4）で定めた工種に関し、積算（歩掛、単価）調査を実施し、調査結果を COSTES 2011 及び 2015 にて利用できるように COSTES データベースを改善する。
- (6) COSTES のソフトウェア改善（活動 1-4）  
PBC の対象工種の拡大等に対応させるべく、インターフェイス等を含む COSTES ソフトウェアの改良を行う。
- (7) 各道路管理機関における積算ユニットの設置に向けたワークプラン作成及び積算ユニットの活動支援（活動 1-5、1-6）  
各道路管理機関において積算ユニットを設立し、組織としての積算能力を強化し、ノウハウを蓄積・継承する方策が検討されている。各機関に対し、組織・財政能力、管理対象となる道路の特徴等を反映した形で、積算ユニット設立に向けたワークプランを作成する。また、ワークプランの実施並びに積算ユニットの活動に対して必要な支援を行う。
- (8) COSTES を利用した道路維持管理のコストの指標化（活動 1-7）  
道路タイプや工種等に応じて道路維持管理に係る単価を単位面積等で纏める指標（road maintenance cost index）を作成する。指標作成に当たっては COSTES 等に入力された歩掛・単価等を利用する。

#### 【成果 2 に係る事項】

- (9) PBC 標準契約図書の改訂のための技術的支援（活動 2-1）  
2016 年 1 月 7 日に公共調達法（2015）が成立したことを受け、本協力の前フェーズで作成した PBC 標準契約図書をレビューし、同法との整合性確保を含む、同標準契約図書改訂のための技術的支援を行う。ケニア側は改訂された PBC 標準契約図書を公共調達法（2015）に沿って承認する意向を有しており、承認のために必要な支援を行う。
- (10) PBC 業務の課題抽出と PBC ガイドラインの改訂（活動 2-2、2-3）  
既存の PBC ガイドラインの実際の契約への適用事例を調査した上で、各道路管理機関が行う PBC 業務の実施内容について確認し、課題を洗い出す（活動 2-2）。これを踏まえて、PBC ガイドラインの改訂方針を検討し、ケニア側とも必要なコンサルテーションを行った上で改訂案を作成する（活動 2-3）。
- (11) 道路管理機関における契約実績評価の導入に向けた技術支援（活動 2-4）  
フェーズ 1 及び 2 で作成・改訂した契約実績評価マニュアル等を活用し、各道路管理機関における契約実績評価制度の導入に向けた技術支援を行う。その際、国立建設機構（NCA）及び各道路管理機関において、新規業務における過去の業務受注者のパフォーマンスを参考にすることが可能となるようなデータベースを構築する。

(12) PBC 業者職種区分の設置支援 (活動 2-5)

PBC による道路維持管理に関して理解・経験を有する業者が入札参加資格等が得られるよう国立建設機構 (NCA) が認定する業者職種区分に PBC 業者職種区分が設置されるよう、登録要件の検討等の必要な支援を行う。

【成果 3 に係る事項】

(13) KIHBT による PBC 道路維持管理研修のモニタリング及び改善案の提案、PBC 研修マニュアル/教材の改訂・更新の支援 (活動 3-1、3-2)

KIHBT においてはフェーズ 1 及び 2 の成果を踏まえて PBC 道路維持管理研修をケニア側のリソースにて実施することとしており、当該研修の実施内容等をモニタリングし、改善点等の提案を行うとともに、PBC 研修マニュアル/教材の改訂・更新の支援を行う。

(14) PBC に関する普及セミナーの実施 (活動 3-3)

KIHBT による正規研修コースとは別に PBC のコンセプト等の普及促進を目的として、政府関係機関並びに民間業者等を対象とした PBC 普及セミナーを実施する。なお、セミナーは 1 日×年 1 回×3 回を想定しており、見積には会場借り上げ費を計上すること。

(15) PBC 及び DRIMS に関する講師育成研修の実施 (活動 3-4、活動 3-5)

これまでの協力を通じて道路管理機関のスタッフに対して PBC 及び DRIMS の講師研修を行い、講師の育成を行ってきた。今次フェーズにおいても、前フェーズで作成した研修資料等を適宜修正の上活用し、PBC 及び DRIMS 研修講師の育成に向けた指導等を行う。

【成果 4 に係る事項】

(16) 道路平坦性調査に係る現状の把握及び DRIMS の活用方法の提案 (活動 4-1、活動 4-2)

既往フェーズの協力を通じて、DRIMS を用いた道路平坦性調査については、KeNHA 及び KWS においては年次道路状況調査 (ARICS) への活用や PBC におけるモニタリングへの試行的な活用が図られるようになった。本業務においては、KeNHA 及び KWS を含む道路管理機関による道路平坦性調査に係る現状を把握し、各機関の活用現状やそれぞれ異なる課題等を踏まえた上で、DRIMS の活用方法の提案を行う。

(16) DRIMS の道路平坦性計測の標準機器としての認定支援 (活動 4-3)

ケニア政府側は、DRIMS を道路平坦性を計測する標準的な機器として公的な認定する計画を有しており、先方に対し必要な技術的な支援を行う。

(17) DRIMS に関する啓蒙活動を近隣諸国向けに実施する (活動 4-4)

DRIMS に係る近隣国の道路管理機関からの要請等に応える形で、DRIMS を用いた道路平坦性計測並びに維持管理計画策定等をテーマとして、啓蒙活動及

び技術交流を実施する。現段階では詳細は決まっていないため、見積り作成に当たっては、想定近隣国をルワンダ及びウガンダとして、それぞれ 1 回、1 週間の現地調査に係る費用（含む C/P2 名分の旅費）を計上すること。

#### 【全体に係る事項】

(18) ワークショップ等を通じてプロジェクト全体の成果を発表する（活動 4-5）  
道路維持管理に関わるケニア側の関係者に対してプロジェクト成果の周知・活用が図られ、また関係者から広く意見等を聴取できるよう、ワークショップを企画する。ワークショップは計 2 回開催し、参加者は各回 50 名程度の規模でナイロビ市内での開催を想定する。

(19) モニタリングシートの作成

7. (1) に示す通り、プロジェクト進捗内容をモニタリングシートとして取りまとめる。同報告書は、ナショナルワーキンググループあるいは JCC 等で報告するものとする。

(20) 広報活動

本プロジェクトの意義、活動内容、成果について、ケニアと日本国内の各層に正しく理解され、プロジェクト実施効果の発現の向上が図られるよう C/P 機関とともに、効果的な広報施策を計画し、広報活動を行う。

JICA 技術協力プロジェクトホームページに掲載することを目的として、2 ヶ月に 1 回を目途として一般向けのプロジェクト活動紹介記事案及び画像資料に係る資料を作成する。

(21) プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクトの活動内容（契約上の業務内容のみではなく、JICA が派遣する長期専門家の活動等を含めたプロジェクト全体の活動内容）をプロジェクト業務完了報告書に取りまとめる。同報告書は、JCC 等で報告するものとする。

## 7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、事業完了報告書とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、C/P 及び関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

報告書名	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 日以内	和文 2 部
Monitoring Sheet I & II "Ver.1"	2016 年 12 月	英文 3 部
Monitoring Sheet Ver.2	2017 年 6 月	英文 3 部
Monitoring Sheet Ver.3	2017 年 12 月	英文 3 部
Monitoring Sheet Ver.4	2018 年 6 月	英文 3 部
Monitoring Sheet Ver.5	2018 年 12 月	英文 3 部

Monitoring Sheet Ver.6	2019年6月	英文3部
事業完了報告書	2019年11月	英文17部、製本 和文要約7部、製本 英文CD-R4枚 和文CD-R4枚

- 注1. 「業務計画書」は、共通仕様書第6条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2. 「Monitoring Sheet I & II “Ver.1”」は、現地での業務を開始する前にドラフトを作成し JICA と共有する。現地業務開始後に C/P 機関との協議や現地の状況の把握等を経て必要に応じて加筆・修正し、最終的に C/P 機関の合意を得たものを提出することとする。
- 注3. 「Monitoring Sheet」について、C/P 機関と共有するのは適切でないが日本側で共有すべきプロジェクト実施上の課題、工夫、教訓等がある場合には、JICA 提出時に添付する（和文、体裁等は問わない）。
- 注4. 報告書の印刷（簡易製本を含む）、電子化（CD-R）にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。
- 注5. 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

## (2) その他の報告書類

### ア 業務実施報告書

事業完了報告書（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：①事業完了報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術指導、調査体制等）

⑤案件実施スケジュール

⑥提案した業務実施計画の具体化に向けての提案

添付資料：①業務フローチャート

②業務人月表

③研修員受入れ実績

④調査用資機材実績（引渡リスト含む）

⑤合同調整委員会議事録等

⑥その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）

#### イ 技術協力成果品

コンサルタントが直接、もしくは C/P を支援して作成する以下の資料を提出する。提出にあたっては、完成後に直近で提出する Monitoring Sheet 又は事業完了報告書に添付して提出することとする。但し、最終成果品とはしないものとする。

- ①PBC ガイドライン改訂版
- ②積算システム (COSTES) 改訂版
- ③歩掛、単価調査等に係る標準手順書案

#### ウ コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

- ①今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ②活動に関する写真
- ③WBS(Work Breakdown Structure)
- ④業務フローチャート

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

本業務については、2016年12月の業務開始から2019年11月のプロジェクト終了までの36ヶ月間の予定である。2016年12月下旬 Monitoring Sheet Ver.1を作成し、2019年11月下旬にプロジェクト業務完了報告書を提出する。

#### 2. 業務量目途と業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目途

合計 約70M/M

##### (2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- ア 総括／道路維持管理計画（2号）
- イ 公共事業積算（3号）
- ウ 公共工事発注／契約監理
- エ 道路状況調査
- オ 単価歩掛調査
- カ 積算システム
- キ 研修計画／カリキュラム開発

#### 3. 相手国の便宜供与

##### (1) C/Pの配置

##### (2) 事務所スペースの提供

#### 4. 配布資料および参考資料

##### (1) 配布資料

- ア ケニア共和国 道路メンテナンス業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト（フェーズ3）詳細計画策定調査報告書
- イ 2016年9月2日付の本プロジェクトに係る Record of Discussion
- ウ ケニア共和国道路メンテナンスの外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト（フェーズ2）長期専門家派遣（チーフアドバイザー／道路維持管理行政）専門家業務完了報告書
- エ ケニア共和国道路メンテナンスの外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト（フェーズ2）長期専門家派遣（公共調達・契約監理）専門家業務完了報告書
- オ Republic of Kenya, the project for strengthening capacity on road maintenance management through contracting (phase 2) [attached CD-ROM] : Cost Estimation System (COSTES)
- カ 運輸交通分野の技術協力プロジェクトにおけるモニタリングマニュアル(試行版)

##### (2) 参考資料

以下の報告書について、JICA 図書館よりダウンロード可能のため各自参照のこと。

- ア ケニア国 道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト (フェーズ 2) プロジェクト業務完了報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12254165.pdf>
- イ Republic of Kenya, the project for strengthening capacity on road maintenance management through contracting (phase 2) : project completion report  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12254231.pdf>
- ウ Cost estimation manual for performance based road maintenance contract : strengthening of capacity on road maintenance management through contracting (phase 2) <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12254181.pdf>
- エ Practical training : material : performance based road maintenance contract : project for strengthening of capacity on road maintenance management through contracting (phase 2) <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12254173.pdf>
- オ Performance based road maintenance contract : PBC guideline : strengthening of capacity on road maintenance management through contracting (phase 2)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12254215.pdf>

## 6. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することができるが、現地傭人により実施することでも差支えない。現地再委託ならびに現地傭人のいずれの場合も別見積りとする。

- (1) 道路種別道路状況調査
- (2) 公共工事实態調査（公共工事単価調査、公共工事歩掛調査等）

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

## 7. その他留意事項

- (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

- (2) 安全への配慮

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ケニア事務所、在ケニア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制を JICA に提出する。

- (3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」

の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上